

第129回高知県都市計画審議会

議 案 書

平成21年11月20日

第129回 高知県都市計画審議会

1. 日 時 平成21年11月20日(金) 午前10時から12時

2. 場 所 高知市丸ノ内2丁目1-10
高知県教育会館高知城ホール 2階 中会議室

3. 会議次第

- 1) 開 会
- 2) 署名委員の指名
- 3) 議 事
- 4) 閉 会

4. 議 事

(付議事項)

- 1) 幡東都市計画区域の変更について
- 2) 建築基準法第51条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について

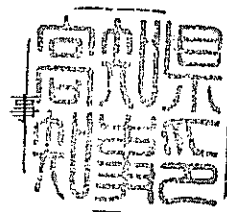
以上2件



21 高都計第 376 号
平成 21 年 10 月 23 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



幡東都市計画区域の変更について

幡東都市計画区域を別紙のように変更したいので、都市計画法第 5 条第 6 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、審議会の意見を求めます。

1. 都市計画区域の名称

幡東都市計画区域

2. 都市計画区域に含まれる土地の区域

新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

幡多郡黒潮町のうち次の区域（地先公有水面を含む）

大字上川口字鯨公園

3. 変更の理由

幡東都市計画区域は、昭和58年3月31日に都市計画区域の変更を行い現在に至っています。これは、市町村合併前の旧大方町の大方都市計画区域（昭和40年7月5日指定）と旧佐賀町の佐賀都市計画区域（昭和47年4月25日指定）について、土地利用基本計画の見直しに基づき、一つの都市計画区域に合併したものです。

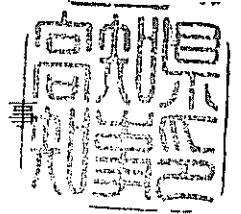
今回、上川口港の港湾区域内において、都市計画区域に隣接する水域の埋立が竣工し、一体としての土地利用が可能となったことから、その区域を幡東都市計画区域に追加するものです。



21 高都計第 376 号
平成 21 年 10 月 23 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



建築基準法第 5 1 条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の
敷地位置の判断について

このことについて、建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定により特定行政庁
が許可する場合、都市計画審議会において敷地の位置が都市計画上支障がない
旨の議を経る必要がありますので、別紙のとおり付議します。

産業廃棄物処理施設（建築基準法第51条ただし書の規定による許可申請）の敷地の位置について

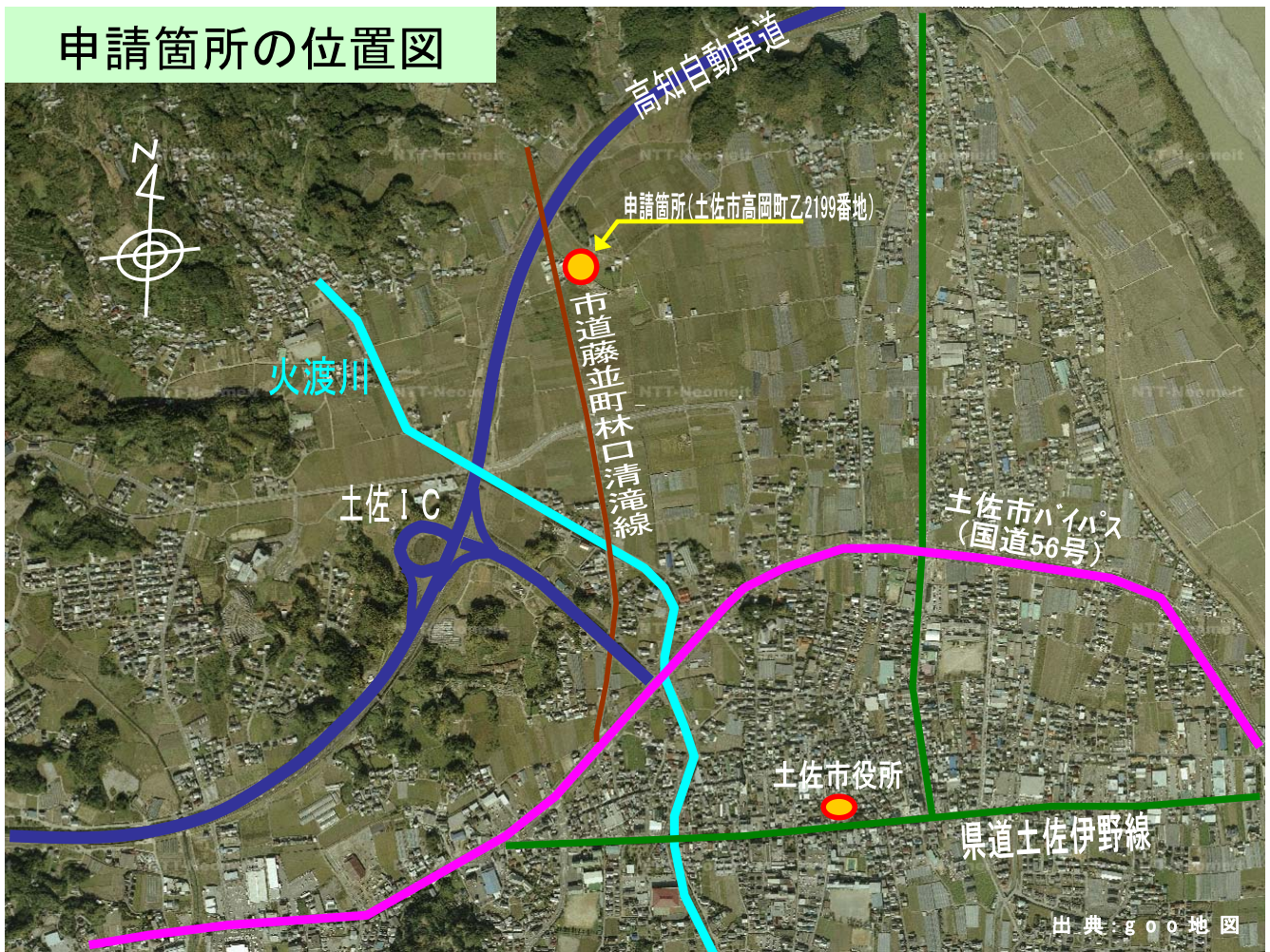
申請者：株式会社 田原工業 代表取締役 田原 計男

名称	位置	敷地面積(m ²)	備考
産業廃棄物処理施設 (木くず破碎処理)	土佐市高岡町字芋殻堂乙 2205、2206、2210、2212-1、 2215-1、2199	7,129.34	

理由：

産業廃棄物の処理効率の向上を図るため、新たに敷地面積を追加し、一時保管場所及び処理施設（自走式木材破碎機）の位置を変更するものである。

申請箇所的位置図



産業廃棄物処理施設の敷地位置

- 変更後の敷地
- 今回追加する敷地
- 防音壁 (3m)
- 防音壁 (2m)
- 防音壁 (1.5m)
- 防音壁 (1.8m)

